



# 環境アセスメントに係るお知らせ

KAWASAKI CITY

平成26年4月7日

川崎市環境影響評価に関する条例（平成11年川崎市条例第48号）第19条に基づき（仮称）はるひ野1街区住宅開発事業に係る条例環境影響評価準備書及び要約書の写しの縦覧を次のとおり行います。

指定開発行為の基本的事項	指定開発行為者	大阪市北区大淀中一丁目1番88号 積水ハウス株式会社 代表取締役社長 阿部 俊則
	指定開発行為の名称	（仮称）はるひ野1街区住宅開発事業
	指定開発行為の種類	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為（第3種行為） 住宅団地の新設（第3種行為）
	指定開発行為を実施する区域	川崎市麻生区はるひ野5丁目29番
	指定開発行為の目的	戸建住宅の建設
	指定開発行為の内容	区域面積：約23,259㎡（第一種低層住居専用地域） 延べ面積：約9,322㎡
	指定開発行為の施行期間	着手予定：平成26年12月 完了予定：平成28年10月
縦覧のお知らせ	縦覧期間及び時間	期間：平成26年4月7日（月）から平成26年5月21日（水）まで 時間：午前8時30分から午後5時まで 土曜日、日曜日及び祝日は除きます。ただし、麻生区役所では第2、第4土曜日の午前中も縦覧を行います。 上記期間中、本市ホームページにて標記条例準備書及び要約書の内容を御覧になれます。 <a href="http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0-0.html">http://www.city.kawasaki.jp/kurashi/category/29-2-1-2-0-0-0-0-0-0-0.html</a>
	縦覧場所	川崎市：麻生区役所及び本庁（環境局環境評価室） 稲城市：若葉台出張所及び稲城市役所（市民部環境課） 多摩市：多摩市役所（環境部環境政策課）
	意見書の提出	・縦覧中の条例準備書について、環境の保全の見地から御意見のある方は、以下の期限までに意見書を提出することができます。 ・提出された意見書は個人情報伏せてその写しを指定開発行為者に送付します。 【意見書の提出】 提出期限：平成26年5月21日（水） （郵送の場合は、平成26年5月21日消印有効） 提出先：川崎市環境局環境評価室 意見書の用紙は、それぞれの縦覧場所に用意してあります。 なお、提出年月日、郵便番号、住所、氏名、電話番号、指定開発行為の名称、図書の内容及び意見が記入されていれば、意見書の用紙は問いません。
	問合せ先	川崎市環境局環境評価室 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 電話番号：044-200-2156